

四日市市告示第436号

子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第30条の11の規定に基づき、下記のとおり施設等利用費の支給に係る施設として確認したので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和7年6月9日

四日市市長 森 智広

1 預かり保育事業・一時預かり事業

番号	設置者の名称	施設の名称	施設の所在地
1	社会福祉法人 博秀会	たすいノースこども園	四日市市川北1丁目710番
2	社会福祉法人 博秀会	たすい中央こども園	四日市市鵜の森1-10-20

確認年月日：令和7年4月1日

(子ども未来部 保育幼稚園課)